

瀬板の森北九州ゴルフコース 利用約款

ダイヤリックス株式会社が運営する瀬板の森北九州ゴルフコースを利用するお客様は、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、クラブハウス掲示物、コース掲示物等による定めのほか、下記のゴルフ場利用約款を必ずお守りくださるようお願い申し上げます。

第 1 条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方（以下、「ご利用者」という）は、会員、非会員を問わず、本約款に従ってご利用いただけます。

第 2 条（利用契約の成立）

ご利用者は、当日フロントにおいて、所定のプレー申込書に署名、または当ゴルフ場発行の会員カードにてチェックイン手続きをしてください。これにより当ゴルフ場とご利用者の間に施設利用契約が成立するものとします。

第 3 条（利用の申し込み）

プレーの申し込みは、ゴルフ場に直接ご来場いただくか、電話、またはインターネットでお申し込みください。

第 4 条（施設利用および利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合に施設の利用ならびに利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 天候、災害、施設の故障修理、その他止むを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき、またはプレーを継続することが不可能と認められるとき。
- ご利用者が、公序良俗に反する行為をなした場合、またはなすおそれがあると認められたとき。
- ご利用者が偽名、または他人名義での申し込みをしたとき。
- その他、本約款に違反した場合、ならびに当ゴルフ場の施設を利用することが好ましくない理由があるとき。

第 4 条の 2（暴力団等の入場利用の拒絶）

当ゴルフ場は、(1)暴力団、(2)暴力団員、(3)暴力団関係企業、(4)暴力団関係企業の役員または従業員、(5)暴力団員と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係を有する者（以下総称して「反社会的勢力」という。）の施設への入場、ならびに利用をお断りし、また、反社会的勢力を同伴または紹介することをお断りいたします。予約後に認知したときは、その予約を無効とし、施設の利用開始後に認知したときは、ただちに退場していただき、その後の利用の継続をお断りするものとします。

* 暴力団関係企業とは、①役員もしくは従業員が暴力団員に該当する、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する企業、②暴力団員が経営に実質的に関与している企業、③暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する企業という。

第 5 条（施設の利用および利用継続の拒絶に対する免責）

当ゴルフ場は、前条の「施設利用および利用継続の拒絶」及び「暴力団等の入場利用の拒絶」に係わる返金、損害賠償などの責任を一切負いません。

第 6 条（休場、開場時間）

当ゴルフ場の休日、休場日、開場時間はホームページや館内掲示などに定めるところによりますが、季節的または臨時的に変更する場合があります。

第 7 条（利用料金の支払い）

- 施設利用料金は、当ゴルフ場が定める支払方法により当日退場する前までにお支払いいただけます。
- ご利用者の都合で途中でプレーを終了した場合は、理由の如何を問わず、施設利用料金の減額は行いません。
- 第 4 条、第 4 条の 2 に該当し利用継続の拒絶を受けた方は、途中でプレーを中止した場合でも利用料金は全額お支払いいただけます。

ただし、天候・災害等で当ゴルフ場が利用の中止をお願いした場合は、別途定める施設利用料金をお支払いいただけます。

第 8 条（金銭、その他貴重品）

金銭その他の貴重品は、備付けの貴重品専用ロッカーに必ず収納するなど、自己の責任において管理してください。これらの盗難・紛失等の事故について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 9 条（ロッカーの利用）

ロッカーの暗証番号は忘れずに、十分な注意をもって管理してください。収納品の事故等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 10 条（携帯品、自動車等）

携帯品やゴルフ場敷地内に駐車中の自動車および車中の物品の盗難、損傷、駐車場内での事故等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 11 条（危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフ場は時により大変危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケットとマナーを守り、全て自己の責任でプレーしていただきます。万一、プレーヤー間で事故が発生した場合は、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 12 条（素振り）

素振りは、周囲のプレーヤー等に十分注意し、周囲の安全を確保した上で、適切な場所および方法で行ってください。

第 13 条（乗用カートの使用）

乗用カートに乗られるプレーヤーは、カートに表示されている注意事項をはじめ、以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗降時の安全に充分注意してください。乗用カートを操作する場合は、安全運転に努め、同乗者の安全に充分注意してください。故意または過失によりカート事故を誘発した場合、事故により生じた損害を賠償していただきます。

- 必ずシートに座り、カートの把手部分に掴まってください。
- カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- 走行中乗車また下車しないでください。
- 利用者は、リモコン、発進／停止ボタン以外の装置には、絶対に触れないでください。
- 運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上発車してください。
- カートは、打球が当るおそれがある位置には止めないでください。打球により生じた損害は賠償していただきます。
- カートの運転操作ミスによる事故について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 14 条（GPSシステムと飛距離の確認）

乗用カート搭載の GPS 測定による安全コールサインが出た場合でも、打者は、自己の飛距離を判断して先行組に打ち込まないように打球してください。なお、打球事故は当事者間で解決していただき、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 15 条（打者の前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対出ないでください。打者は同伴プレーヤーが前方にいたときは、注意喚起を行い安全を確認してから打球してください。

第 16 条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して、慎重に打球してください。万一隣接ホールに打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をして、邪魔にならないよう対処してください。

第 17 条（退避および退避所）

先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させるときは、後続組が全員打ち終わるまで、退避所または安全な場所に退避してください。

第 18 条（ホールアウト後の退避）

ホールアウト後は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第 19 条（プレー終了後のクラブ等の確認）

プレーを終了した場合は、各自クラブ等を点検し間違いがないか慎重に確認してください。クラブ等の不足、瑕疵について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 20 条（雷鳴、地震があった場合）

雷鳴があったとき、または雷雲接近を知らせる合図があったときは、直ちにプレーを中断し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。また、地震があったときも同様に、直ちにプレーを中止して斜面の崩壊や、橋梁その他施設の損壊に注意し、退避してください。

第 21 条（施設への持ち込み禁止）

施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- 銃砲刀剣類
- 発火・爆発の恐れのあるもの

- 騒音を発するもの
- 著しく悪臭を放つもの
- 動物等のペット類
- ゴルフ場施設の適切な利用を妨げるもの
- その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすもの

第 22 条（行為の禁止）

施設内での下記の行為は禁止します。

- 賭博、その他風紀を乱す行為
- 物品販売、宣伝広告等の行為
- ご利用者以外のコース内への立ち入り
- 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- 施設の器具、備品等を持ち出す行為
- レストラン・コンペルームへの飲食物の持ち込み

第 23 条（火気使用の禁止）

火気使用は、所定の場所での喫煙を除き厳禁といたします。マッチの燃殻、タバコの吸殻等は火を完全に消して備え付けの灰皿に入れてください。

第 24 条（飲酒運転の禁止）

当ゴルフ場への往復時及び当ゴルフ場内では、絶対に飲酒運転を行わないでください。

当ゴルフ場は、運転者に対するアルコール類の提供を一切お断り致します。

第 25 条（宅配便の取扱い）

宅配便による物品のお取次ぎはいたしますが、お取次ぎに際して、これら物品の盗難、紛失、破損等の事故及び配達遅延については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 26 条（施設・備品及び従業員に損害を与えた場合）

ご利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設・備品及び従業員に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第 27 条（違背の場合の責任）

ご利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、または自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場はその賠償責任などの責任を負いません。

第 28 条（服装について）

ご利用者は、ゴルフにおけるエチケットに則った適正な服装で来場し、プレーをして下さい。

第 29 条（忘れ物の処理）

- 当ゴルフ場は、ゴルフコース、各施設内での忘れ物について、発見の日から 6 か月間保管いたします。ただし、下着類、その他腐りやすいものはこの限りではありません。
- 忘れ物をしたご利用者は、保管期間内に当ゴルフ場に来場し本人であることを証明して受領してください。保管期間内に忘れ物を受領されなかった場合は、所有権を放棄したものとみなし廃棄処分いたします。
- なお、忘れ物が確認できずに発見に至らなかった場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 30 条（個人情報）

当ゴルフ場では、予約等の確認や遺失物等の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

第 31 条（信義則）

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

第 32 条（本約款の改定）

本約款は、必要に応じて改定することがあります。